

(44)保安林の指定の解除における追加資料

平成26年8月25日作成【兵庫県】

1 事前相談から保安林指定解除の確定告示まで、特に時間がかかっている事例(また、生じた支障事例)

年度	番号	国民別	省	所在場所	保安林種名	申請事由	面積	事務処理日及び日数					合計日数		
								事前相談(補正等含む)	申請書提出(甲→県)	進達(県→国)	予定通知(国→県)	予定告示(県公報)	確定告示(国官報)	日数	月数
24	8	民	省	豊岡市城崎町湯島寺ノ谷806-2ほか8筆	水かん	指定理由の消滅	0.1443	H21.12.3	H22.7.27	H22.8.20	H24.1.31	H24.4.10	H24.9.3	1005日間	33ヶ月間
24	9	民	省	宍粟市一宮町福知字田ノ小屋1757-2	水かん	公益上の理由	0.1164	H22.8.22	H23.10.27	H23.11.8	H23.12.5	H23.12.20	H24.9.3	743日間	24ヶ月間
25	2	国	省	佐用郡佐用町大垣内字向イノ山575-7ほか4筆	水かん	公益上の理由	0.0621	H22.5.13	H24.8.6	H24.8.16	H24.9.7	H24.9.28	H25.6.10	1124日間	36ヶ月間

備考

- 1 事前相談から申請書提出までの期間は、申請者より最初に相談等あった日を事前相談日とし、それから関係者の同意、地元調整、申請書作成、県による申請書の確認、補正等を行っているため長期間となっています。
- 2 年度24・番号8の予定通知までは申請書等の補正があったため長期間となっています。

2 その他保安林指定解除の権限が国にあることで、支障となっている事例

- ・平成5年度のふるさと林道緊急整備事業創設時には、迅速な事業着手の要請から林野庁指導のもと、保安林解除ではなく、保安林解除ではなく、保安林内作業許可により対応し、事業完了後に一括して保安林解除を行う考えであった。
- ・平成7年度に保安林内作業許可の取扱い(林野庁通達)が一部改正され、広域基幹林道(森林基幹道)であっても車道幅員4m以下であれば作業許可で対応が可能となった。
- ・事業完了時に改めて林野庁に相談したところ、「作業許可で対応したものは原則として解除できない」との方針が示された。
- ・ふるさと林道の事業趣旨が、地域間交通の整備が遅れている地域において、林道、農道の整備を促進することにより解消することが地域振興に寄与するものであったところ、保安林のまま存置すれば林道を市道・県道に移管ができず、恒久的な維持管理に支障が生じている。
- ・明確な公的施設管理者が存在し、災害防止等の観点から支障のない転用済案件について、地域の実情に応じた迅速な対応ができるよう、知事への権限移譲が必要である。

事業名	開設年度	路線名	管理主体	保安林種	所在場所	管理延長m	要解除面積(ha)	備考
ふるさと林道緊急整備事業	H5～H10	上村米地線	兵庫県(豊岡市養父市)	水かん	(起点)豊岡市出石町上村字ワヤ1407番2 (終点)養父市奥米地字坂山314番4	6,157	9.5533	保安林内作業許可により開設開設完了後、県道へ管理移管するため道路敷は保安林解除する予定であった。
	H5～H11	山東朝来線	兵庫県(朝来市)	水かん	(起点)朝来市山東町与布土字鶴垣内448番2 (終点)朝来市朝来町川上字上ノ垣2461番	4,247	5.5922	保安林内作業許可により開設開設完了後、県道へ管理移管するため道路敷は保安林解除する予定であった。

## (45)都道府県による保安林の指定・解除に係る国の同意協議の廃止について 追加資料

### ■保安林解除の大臣同意協議の実績表【平成21年度～平成25年度】

平成26年8月25日作成【兵庫県】

番号	国民別	事務所名	省別	決定告示年度	市町名	(大字)	字	番地	決定告示日	保安林種名	申請事由	面積(ha)
3	民有林	姫路	県	21	神崎郡神河町	杉	上ノ段	965-25	H21.5.22	水かん	指定理由の消滅(森林復旧困難、鶏舎用地への転用)	4.3070
平成21年度計												
1	民有林	神戸	県	22	神戸市東灘区	本山町岡本	扇山	1315-2ほか4筆	H22.8.31	土崩	指定理由の消滅(森林復旧困難)	3.5453
平成22年度計												
10	民有林	豊岡	県	-	美方郡香美町	村岡区味取	島井南平	44ほか1筆	-	水かん	土砂採掘用地とするため	3.1159
平成25年度計												

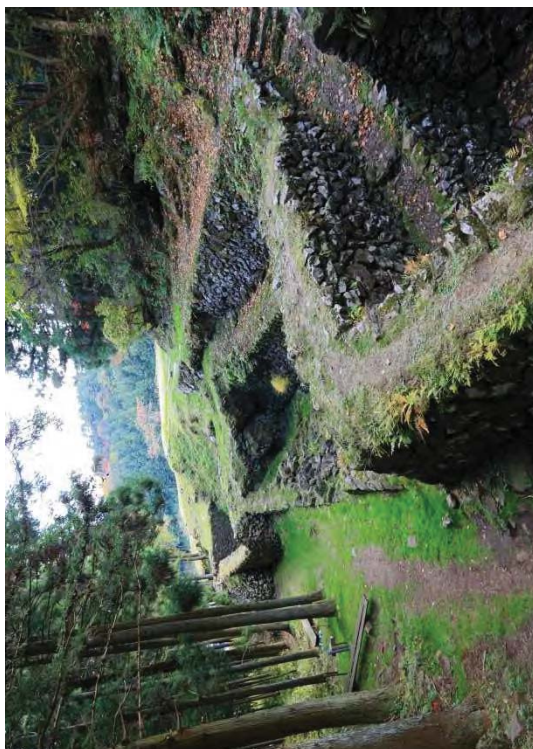
重要流域内の流域保全の民有保安林【1号～3号保安林】…《農林水産大臣》

重要流域内における流域保全の保安林以外【4号～11号保安林】…《県知事》

重要流域外における流域保全の保安林【1号～3号保安林】…《県知事》

- ・ 大規模解除に伴う災害発生の懸念なり、おそれには蓋然性が必要であるが、これまでに知事権限の解除案件で重大な災害が発生した事案を承知しておらず、むしろそのようなおおそれがあれば解除は見込めず、また、おそれのないよう、適切な代替施設等の配置を審査・指導している。
- ・ 国の協議において、解除の適否自体が覆ったり、解除面積の縮減や代替施設の規模・構造・配置の修正を指示された事案も承知しておらず、専ら協議図書の形式的審査に終始している実態があることから、協議図書の作成手間や国における審査時間は解除申請者にとって、その負担感は少なくない。
- ・ 都道府県知事権限に係る保安林解除は規模の大小にかかわらず、都道府県知事の責任のもと、地域の実情に応じた事務を遂行することにより、柔軟かつ迅速な事務手続きが可能となる。

# 保安林の指定、解除権限の 都道府県への移譲について



群馬県

# 1 本県が求める権限移譲

## ○群馬県の保安林について

保安林の区分	権限・事務区分 (指定・解除)	群馬県における面積(ha) 及び保安林に占める割合(%)
1～3号(水源涵養・土砂流出防備・土砂崩壊防備)	農林水産大臣(国の直接執行) <sup>※2</sup>	89,800ha 38.7%
重要流域 <sup>※1</sup>		
重要流域以外	都道府県知事(法定受託事務)	0ha 0.0%
4号以下	都道府県知事(自治事務)	3,203ha 1.4%
国有林	農林水産大臣(国の直接執行)	138,928ha 59.9%

※1 重要流域とは、2以上の都道府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域(1都府県で完結)で農林水産大臣が指定するもの(群馬県は、利根川流域、信濃川流域、阿賀野川流域に分類されるため、すべて重要流域に区分されている。)

※2 重要流域の1～3号保安林は国土保全の根幹をなす重要な役割を担っており、その機能の発揮が広域にわたり、災害が発生した場合の影響や水源かん養の受益が一都道府県にとどまらないことなどを理由として、指定・解除の権限は、農林水産大臣とされている。



赤枠で囲われた部分のうち、軽微な改良工事にかかる保安林解除が、本県が求める権限移譲

(現状)

- ・1～3号については、重要流域であることから国(農林水産大臣)による保安林解除幅員4m以下の林道については、土地の形質の変更許可(都道府県知事)
- ・国の保安林解除手続は約1年を要する。本県の保安林解除手続は約6カ月(求める権限移譲)

幅員4m超における曲線改良や法面保護等の軽微な改良工事は、4m以下の「土地の形質の変更許可」で実施している規模と大差ないことから、当該保安林解除の権限を都道府県知事に移譲

(効果)

工期の短縮が図られ、県民の利便性向上につながる。

【現在】

	林道	国道・県道・市町村道
幅員4m以下のもの	都道府県知事 (土地の形質の変更許可)	国 (保安林解除)
幅員4mを超えるもの	国 (保安林解除)	国 (保安林解除)

【移譲後】

林道	国道・県道・市町村道
都道府県知事 (保安林解除)	国 (保安林解除)
国 (保安林解除)	国 (保安林解除)



(赤斜線部分):権限移譲を求める範囲(曲線改良や法面保護等の軽微な改良工事に係る保安林解除)

## 2 支障事例について

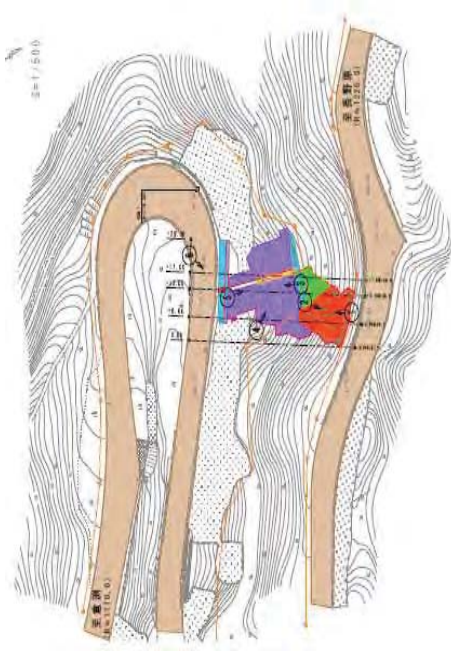
- (1) 案件名 道路災害復旧
- (2) 路線名 (主) 長野原倉淵線
- (3) 災害箇所 高崎市倉淵町川浦地内
- (4) 被災状況 平成25年9月台風18号による豪雨のため法面崩落、法枠工損傷

災害発生 (H25.9) ⇒ 災害査定 (H25.11) ⇒ 用地測量、用地買収交渉 (H26.4) ⇒ 保安林解除申請 (0.02ha) (H26.7)



農林水産大臣指定解除の場合 (約1年) H27.6見込み

都道府県知事に権限移譲された場合 (約6ヵ月) H26.12見込み



当該道路は、高崎市方面から北軽井沢へ抜ける観光道路であるが、長い期間、片側交互通行が続くなどの支障が継続することになる。

## (参考事例)

平成26年6月16日、世界文化遺産の構成要素の一つである「荒船風穴」へのアクセス道路である国道254号(旧道)ほか1路線に地すべりが発生し、現在通行止めとなっており、復旧が待たれている。

### ※国の保安林解除が必要な場合

災害発生(H26.6)⇒災害査定⇒保安林解除(約1年)⇒工事(約6月)⇒完了はH28.4見込み

知事に権限を移譲した場合には、工事完了(H27.10見込み)を早めることが可能



※なお、当該箇所は、地すべり運動が完全に鎮静化しておらず、災害復旧工事等緊急に着手する必要がある場合に該当することから、事後手続により対応している。

### ○現地の状況について

災害復旧工事の対象となる保安林の面積は、約0.6haである。



### ○荒船風穴への迂回路について

道幅が狭く、急勾配で、急カーブが多いため、大型車の通行は困難であり、地域住民や来訪者に不便を来している。





# (参考) 本県における保安林解除の状況

## (1) 大臣許可(1～3号)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	3カ年計	3カ年平均
解除	件数(件)	5	10	4	19
	面積(ha)	0.57	4.36	0.31	5.24
公益上の理由	件数(件)	5	10	4	19
	面積(ha)	0.57	4.36	0.31	5.24
うち道路用地	件数(件)	5	7	2	14
	面積(ha)	0.57	2.55	0.1	3.22
申請書提出から解除確定までの平均日数	351.8日	612.7日	263.8日		409.4日

=約1年

## (2) 都道府県知事許可(4号以下)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	3カ年計	3カ年平均
解除	件数(件)	1		1	0.3
	面積(ha)	0.06			0.06
公益上の理由	件数(件)	1		1	0.3
	面積(ha)	0.06			0.06
うち道路用地	件数(件)	1		1	0.3
	面積(ha)	0.06			0.06
申請書提出から解除確定までの平均日数	421.0日			421.0日	421.0日

※大臣許可(1～3号)と同時解除の案件であり、国の解除確定がされるまで待っていたため、時間を要したものの。平成19年度～22年度にあった3件の平均は200日(約6カ月)となっている。

## (参考)土地の形質の変更許可について

「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準」により、道路の内、車道幅員が4メートル以下の林道の設置や改良については、都道府県知事の権限である「土地の形質の変更許可」により行っている。

(本県における林道の変更許可実績)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
件数(件)	14	13	8	15	19	26	14

## 森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について(抄)

平成12年4月27日付け12林野治第790号

【最終改正】平成25年4月1日付け24林整治第27

別表4

保安林の土地の形質の変更行為の許可基準

区分	行為の目的・態様・規模等
1 森林の施業・管理に必要な施設	(1) 林道(車道幅員が4メートル以下のものに限る。)及び森林の施業・管理の用に供する作業道、作業用索道、木材集積場、歩道、防火線、作業小屋等を設置する場合 (2) 森林の施業・管理に資する農道等で、規格及び構造が(1)の林道に類するものを設置する場合

福島県森林計画課  
平成26年8月19日

## 地方分権改革に関する福島県提案内容について

### 1. 提案事項

森林法において、「地域森林計画」の樹立及び変更の際に、農林水産大臣への同意を得るための協議を行うことが定められており、都道府県の主体的な取り組みとなるよう、協議事項を廃止し、届出としてほしい。

### 2. 具体的な支障事例

知事が地域の実情を踏まえて策定する地域森林計画については、森林法第68条の規定に基づき本県に設置されている森林審議会からの答申を受け、その後に、農林水産大臣に協議を行い、同意を得る行為については、地方の自主性・主体性の観点から廃止し、届出とすべきと考えます。

### 3. 地域の実情を踏まえた対応について

本県は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う原子力災害により、森林・林業を取り巻く環境は急激に変化しています。

森林・林業については、震災や津波による、林地の崩壊、林産施設等の損壊、海岸防災林の流失等甚大な被害や、放射性物質による森林の汚染、森林整備の停滞、特用林産物の出荷制限、風評被害、避難指示区域における生産活動の停止など多大な影響を受けている現状にあります。

特に、本県の浜通り地域の約8万haの森林は、原子力災害に伴う避難指示区域の指定により現在においても、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の3区域に再編され、広範囲に立ち入り等が制限を受けております。

今後の地域森林計画については、これら避難指示区域の解除に伴い、変更等が生じることとなりますが、上位計画である全国森林計画に即するため、伐採立木材積、造林面積、間伐立木材積などの計画数量等について、国との事前協議を行い変更計画を作成した後に、改めて農林水産大臣への計画同意を得るための協議を行うことは、県民への計画公表の遅延や地方の主体的取組への後退に繋がるものと危惧される。